

公益財団法人立川市地域文化振興財団友の会会員要綱

(目的)

第1条 公益財団法人立川市地域文化振興財団（以下「財団」という。）友の会は、アミューたちかわ（立川市市民会館）（以下「アミューたちかわ」という。）並びにアイム・ホール（立川市女性総合センター）で財団が実施する音楽、演劇、演芸等の文化事業を低廉な料金で鑑賞できる機会を提供し、もってうるおいのある地域生活の実現と文化の振興に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 友の会の名称を「ムーサ友の会」とする。

(会員)

第3条 会員とは財団が企画主催する事業に賛同し、本企画を承認の上、入会を申し込み、会費を納入した個人をいう。

(会費)

第4条 会費は年 1,000 円とし、財団が定めた方法により支払うものとする。

(会費の支払方法)

第5条 会費は会員が指定する銀行口座から振り替えるものとする。ただし、やむを得ない事情により口座振替ができない場合は、この限りではない。

- 2 会員を継続しようとするものは、会員の有効期限が切れる最終月までに次年度の会費を支払うものとする。ただし、口座振替支払いの会員は有効期限が切れる月の6日までに申し出のない場合は、継続を希望するものとして、有効期限が切れる月の26日（金融機関が休日に当たる場合はその翌日）に自動振替でもって支払うものとする。

(特典)

第6条 会員には隔月に財団情報紙等を送るものとする。

- 2 会員は財団が定めるところの割引料金及び先行発売によって、一般発売開始前にチケットを購入及び予約をすることができる。
- 3 会員は1事業について一人2枚まで、原則1割引料金で購入できる。
- 4 チケット代金は、口座振替支払い会員に限り指定口座からの振替ができる。
- 5 これらの会員特典は、アミューたちかわプレイガイド窓口のみ取り扱うものとする。
- 6 その他、本要綱に定めのない事項に関しては、「公益財団法人立川市地域文化振興財団プレイガイド要綱」に準拠するものとする。

(会員証の紛失または盗難)

第7条 会員は会員証の紛失、または盗難にあったときは、すみやかに財団に届けるものとする。

- 2 会員が紛失または盗難その他の事由により他人に会員証を利用され、本人及び財団に被害が生じた場合は、会員がその損害の責を負うものとする。

3 会員証を再発行する場合は、財団が定めた手数料を支払うものとする。

(届け出事項の変更など)

第8条 会員が財団に届け出た住所、氏名、口座などに変更があった場合はすみやかにその内容を連絡し、届け出がなかった場合、及び連絡の遅滞により生じた不利益については、財団はその責を負わないものとする。

(退会)

第9条 会員が退会するときは財団に届け出るものとし、チケット代など債務を完済するとともに会員証を返却するものとする。また、年度中途での退会であっても会費についてはこれを返却しないものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 財団は会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会員の資格を取り消すとともに、当該事由により発生した債務について会員の責により、弁済するものとする。

- (1) 申込みの内容に虚偽があったとき
- (2) 代金の支払いを不当に怠ったとき
- (3) 財団が定めた要綱に違反したとき
- (4) その他、財団の運営上支障があると認められたとき

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。